

## 町内会・自治会向け

# 個人情報取扱いガイド

町内会・自治会運営のためには、会員情報の把握は欠かせないものです。お互いの顔や名前を知ること、信頼関係や支え合いが生まれ、安心して暮らせる地域コミュニティの実現につながります。

本ガイドでは、町内会・自治会が個人情報を取得したり、管理するにあたって、どのような対応が必要なのか記載しています。

個人情報を適正に管理するとともに、今後の円滑な町内会・自治会の運営にお役立てください。



## 個人情報保護法ってなんだろう？

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、平成17年4月に施行されました。この法律では、個人情報の利用目的を明確にしたり、きちんと管理することを事業者に求めるなどしています。

## 「個人情報」ってなに？

氏名や生年月日、住所、連絡先など、特定の個人を識別することができるものを個人情報といいます。事業者・団体が氏名と関連づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。

## 町内会・自治会における個人情報の取扱いは？

会員1人ひとりの個人情報をすぐに探せる形で会員名簿などを整理し、保有している町内会・自治会は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められます。

町内会・自治会の運営にあたり、活動や緊急時の連絡先の把握などにおいて会員の情報が必要であることを会員に理解してもらった上で、個人情報を提供してもらう必要があります。また、会員名簿を作成して配付するなど個人情報を配付する際は、事前にルールを決めておきましょう。

# 個人情報取扱いの 4つのポイント

## Point 1 取得するとき

### ● 管理・運用方法のルールを決める

事前に町内会で管理・運用方法に関して個人情報取扱いに関する規約を定めておきましょう。管理・運用方法をルールとして定めておくことで、会員に個人情報の提供を依頼する際にも一層の理解が得られると考えられます。また、定めたルールは総会や会報、回覧板などで、会員全員に周知しましょう。

### ● 利用目的と取得内容を決める

どんな利用目的で個人情報を取得するのか、その目的のためにどのような個人情報が必要なかをできる限り具体的に明らかにしましょう。

### ● 利用目的・取得内容等の通知または公表をする

事前に定めた利用目的や管理・運用方法などを説明し、同意が得られる方から情報を提供してもらいましょう。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなど、柔軟に対応しましょう。

## Point 2 管理するとき

### ● 紛失や情報漏えいなどを防ぎ、適切に管理する

会員から集めた個人情報は、町内会・自治会の事務局等で盗難や紛失、情報漏洩などがないよう、適切な場所と安全な方法で管理する必要があります。

万が一、個人情報を紛失又は漏えいした場合の連絡体制や報告様式等をあらかじめ決め、迅速に対応できる準備をしておきましょう。

#### 管理方法の例

- ・個人情報の管理者を決め、個人情報を閲覧・利用できる人を制限する。
- ・個人情報が含まれる紙の書類やUSBメモリー等は、鍵のかかる引き出し等で管理する。
- ・インターネットに接続されたパソコンで取り扱うときは、ウイルス対策ソフトを入れる。
- ・パソコン上に保存されている個人情報はパスワードを設定する。

## Point 3 利用するとき

### ● 情報を取得した際に伝えた利用目的の範囲内で活用する

会員から同意を得て集めた個人情報は、あらかじめ町内会・自治会で決めた利用目的の範囲内で利用しましょう。

利用目的の範囲外のことに利用する場合は、原則、本人の同意を得なければなりません。ただし、法令に基づく場合や人の生命、財産を守るために必要な場合など、本人の同意を得なくても第三者に提供できる例外があります。

### ● 取得時に伝えた利用目的を超えて利用する際は本人の同意を得る

町内会・自治会において利用目的を超えて利用する例として、他の地域団体など第三者への個人情報の提供が考えられますが、このような場合は原則として本人の同意が必要なほか、提供したことを記録し、保存することが必要です。

また、第三者から個人情報の提供を受けた際も、原則として提供を受けたことを記録し、保存することが必要です。

### ● 要配慮個人情報を収集・利用する際はあらかじめ本人の同意を得る

障がいや病歴等の「要配慮個人情報」にあたる情報は、本人の同意なく取得してはいけません。要配慮個人情報を取得・利用している場合は、町内会・自治会で決めた利用目的を「個人情報取扱規約」に記載しておくといでしょう。

## Point 4 廃棄するとき

### ● 本人からの個人情報の削除の要望には速やかに応じる

本人からの申出等により、個人情報を削除する必要がある場合は、速やかに削除しましょう。廃棄方法は、紙の書類の場合はシュレッダーでの裁断、電子データの場合はゴミ箱に入れた後に完全に削除するなど、復元不可能な状態にすることにも留意しましょう。



個人情報を第三者に提供するとき、例外的に本人の同意が不要となるのは、どのような場合？

町内会・自治会に関係してくる可能性が高いのは、保護法に定められた7つのうち4つのケースです。

法令に基づく場合、人命にかかわる場合で本人の同意を得ることが困難なとき、公衆衛生の向上や児童の健全な育成推進のために必要な場合で本人の同意を得ることが困難なとき、国の機関や地方公共団体が委託した業務を遂行する場合などです。



# 回覧板や広報のデジタル化で気をつけること

昨今のデジタル技術の進展により、回覧板や広報など活動の一部にデジタルツールを取り入れている町内会・自治会もあるかと思います。インターネットは便利な一方で、一度流出した情報は完全に消去することが難しいなど注意が必要です。

ここでは、町内会・自治会活動のデジタル化で注意すべき個人情報の保護について紹介します。

## ● SNS投稿や動画配信時の注意点

SNSや動画配信においても、個人に関する情報の公開には注意が必要です。投稿する写真等に含まれている情報に十分気をつけ投稿等を行きましょう。

### チェック項目

- 居場所や自宅などが特定される要素がない
- 肖像権や著作権を侵害していない
- 不特定多数の人が見ても問題ない

## ● アカウント作成時のパスワード等の設定、管理の注意点

SNSやHPなどのアカウント作成時にパスワードの設定が必要になります。パスワードの適切な管理を行い、安全な運用を行きましょう。

### チェック項目

- 同じパスワードの使い回しは避ける
- パスワードは特定の人物で管理する
- 他人に推測されにくいパスワードを設定する

## ● メールによるウイルス感染を防ぐための注意点

HTML形式のメールや添付ファイルに含まれたウイルスにより感染する可能性があります。不審なメールはむやみに開かず適切な対応を取りましょう。

### チェック項目

- 迷惑メールフィルターを使用する
- ウイルス対策ソフトで添付ファイルが感染していないか確認する
- 不審なメールを受信したら開封せずに削除する

## 個人情報に関する相談や案内先

個人情報保護法相談ダイヤル：03-6457-9849

受付時間：9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

URL：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/>